

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和5年第9回選挙管理委員会臨時会
- 2 開 催 年 月 日 令和5年8月16日（水）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前10時00分～午前10時07分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室（2階 大会議室）
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 菅原 哲紀
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 菅原 哲紀
選挙管理委員会事務局長補佐 鈴木 勝憲
- 9 付 議 事 件 ○議案第34号 選挙人名簿から抹消すべき者について
○議案第35号 選挙人名簿に登録すべき者について
○議案第36号 住所を有しなくなった日後4箇月を経過する
に至った者の選挙人名簿の登録の抹消につい
て
- 10 会 議 の 公 開 又 は 非 公 開 公開
- 11 傍 聴 人 数 0人

委員長 開会

(議案第34号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

(議案第35号 選挙人名簿に登録すべき者について)

事務局長 議案の朗読(2件を一括審議)

○ 議案第34号につきましては、公職選挙法第28条の規定により、令和5年8月16日現在において、死亡した者及び転出後4箇月を経過した者を抹消しようとするものです。

議案第35号につきましては、選挙の執行に伴い、選挙事務を所管する選挙管理委員会が定めた基準日時点におきまして、選挙人名簿の登録資格を有する者を選挙人名簿に登録しようとするものです。今回の知事選挙におきましては、令和5年8月16日が岩手県選挙管理委員会の定めた登録基準日でございます。

令和5年8月1日現在の選挙人名簿登録者数は男45,214人、女48,327人の合計93,541人であります。ここから8月15日までの死亡者、8月16日までに転出後4か月を経過した者を抹消し、年齢要件及び住所要件を満たす者を登録するものです。抹消者については、死亡した者、男29人、女38人の合計67人、転出後4箇月を経過した者、男201人、女155人の合計356人、合わせまして男230人、女193人の合計423人であります。新規登録者については、平成17年9月4日以前に出生した者、男136人、女126人の合計262人、5月16日以前に住民票が作成された者、男386人、女322人の合計708人、合わせまして男522人、女448人の合計970人であります。

今回の抹消及び登録によりまして、令和5年8月16日現在の名簿登録者数は、男45,506人、女48,582人の合計94,088人となります。

参考としまして、地方自治法に規定する直接請求の際に必要な署名数等を記載しております。4ページには6月1日定時登録の選挙人名簿登録者数、今回の選挙時登録の選挙人名簿登録者数をそれぞれ地域別に記載をしております。5、6ページにつきましては投票区別の選挙人名簿登録者数を記載しております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第36号 住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至った者の選挙人名簿の登録の抹消について)

事務局長 議案の朗読

- 議案第36号につきましては、公職選挙法第28条第1項第2号の規定により、転出後4箇月を経過した者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならないこととされております。今般、県知事選挙が執行されるにあたり、8月16日から選挙執行期日である9月3日までの間に一関市内に住所を有しなくなって4箇月を経過するに至る者につきまして、その4箇月を経過する日に選挙人名簿から抹消するものであります。抹消する者の内訳は、男52人、女62人、合計114人です。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

委員長 閉会